

令和2年3月

食料・農業・農村基本計画が

平成11年7月に公布・施行された「食料・農業・農村基本法」にもとづき、今後10年を見通した農政の指針となる新たな基本計画が策定されます。

見直しされます

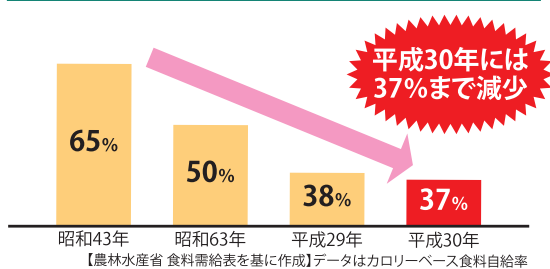
食料・農業・農村基本計画とは？



食料・農業・農村基本計画とは、基本法に掲げられた基本理念や施策（農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたり食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくこと）の基本方向を具体化し、的確に実施していくための基本的な計画として策定するものです。情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされています。令和2年3月、政府は新たな食料自給率目標などを示した計画を閣議決定する予定です。

日本の食料自給率

～食料の6割以上を海外に依存するのか？



平成30年には
37%まで減少

平成30年日本の食料自給率は、カロリーベースで37%と過去最低です。食料の6割以上を海外に依存しているのが現状です。

食料・農業・農村基本法の骨子

1. 食料の安定供給の確保

- 良質な食料を合理的な価格で安定供給する
- 国内農業生産の安定を図ることを基本とし輸入と備蓄
- 不測時の食料安全保障

2. 多面的機能の発揮

- 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等

3. 農村の持続的な発展

- 農地、水、担い手等の生産要素の確保と望ましい農業構造の確立
- 自然環境機能の維持増進

4. 農村の振興－農業の発展の基盤として－

- 農業の生産条件の整備、生活環境の整備、福祉の向上

SDGsの視点での新たな国民運動の形成が必要

持続可能な食を実現するため、全世代への食育を推奨するとともに、既存の計画や施策を再検討することが必要です。



JAグループの取組



JAグループでは、計画の見直しの山場である時期に要請活動・街宣活動を行い「食料・農業・農村基本計画」を訴えました。

－要請活動－

●県下JAの常勤役員等が、地元国会議員・県会議員・首長に対して要請活動を行い、国内の生産拡大・消費拡大を実現するための政策の強化などを要請し、意見交換を行いました。（令和元年12月18～22日）

－街宣活動－

●JR千葉駅東口で、千葉県生協連と共に消費者に向けて街宣活動を行い、農業・農村の果たす役割が環境保全など多岐にわたることなどを伝え、日本の農業・国産農産物に対する理解を訴えました。（令和元年12月20日）



JAグループの主張

～家族農業をまもり、農業・農村の「めぐみ」をささえていきます～

農業経営体に占める家族経営体の割合は、日本が97.6%、米国が98.7%となっており、農業は家族農業によって支えられています。国連は、家族農業が食料安全保障や貧困撲滅に大きな役割を果たしていると評価しています。家族農業が衰退すれば、国土は荒廃し、消費者に食料を安定供給することが困難になります。家族農業の維持・発展は、食料の安定供給（安定生産）だけでなく、環境保全、地域の活性化等にもつながります。

※数字は農林水産省オフィシャルHP：国連「家族農業の10年」（2019-2028）より

わたしたちの生活に「めぐみ」をもたらす

農業・農村の多面的機能



持続的な食料供給

- 安全生産の確保
- 安全な食料の生産
- 未来に対する安心を与える



農業 × 農村

環境への貢献

- 洪水防止
- 土砂崩壊や土壌浸食の防止
- 水資源涵養
- 有機性廃棄物の分解
- 生物多様性の保全
- 良好な景観の形成



日本の
「食」と「農業」を
応援しています

地域社会の形成・維持

- 地域社会の振興
- 伝統文化の継承
- 体験学習と教育



チパンダくん

農業は、安全で安心できる農産物を生産する役割を果たしているだけではありません。農村で継続して農業が営まれることで、生活にさまざまな「豊かさ」をもたらしてくれます。水田は雨水をためることで洪水や土砂崩れを防ぎ、多様な生き物を育ててきました。美しい農村風景は心を和ませ、癒やしの空間としての役割を果たしており、その「恵み」は、農村だけでなく都市住民を含め国民全体に及びます。このような農業生産活動をすることで生じる、農産物の供給以外の幅広い機能を「農業・農村の多面的機能」と呼びます。

〔JAファクトブック2018〕より引用

消費者と共に考えましょう。日本の食と農業の未来！